

令和元年度第5回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年8月9日（金）午後1時30分 から 午後2時50分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

| | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|
| 会 | 長 | 13番 | 水柿 | 重壽 |
| 委 | 員 | 1番 | 赤城 | 美子 |
| | | 2番 | 柴 | 保 |
| | | 4番 | 高島 | 敏男 |
| | | 5番 | 齊藤 | 秀樹 |
| | | 6番 | 水越 | 修一 |
| | | 7番 | 竹内 | 善美 |
| | | 8番 | 宮山 | 繁治 |
| | | 9番 | 小島 | 栄 |
| | | 10番 | 飯島 | 新九郎 |
| | | 12番 | 坂入 | 進 |
| | | 14番 | 國府田 | 喜久男 |
| | | 15番 | 栗島 | 菊雄 |
| | | 16番 | 稲見 | くに子 |
| | | 17番 | 飯泉 | 孝 |
| | | 18番 | 栗島 | 和子 |
| | | 19番 | 谷島 | 悦夫 |
| | | 20番 | 鳩貝 | 英子 |
| | | 21番 | 小野田 | 勝男 |
| | | 22番 | 関口 | 均 |
| | | 23番 | 吉原 | 一雄 |
| | | 24番 | 齊藤 | 一弥 |

4、欠席委員

| | | | | |
|--|--|-----|----|----|
| | | 3番 | 吉田 | 隆一 |
| | | 11番 | 石島 | 良幸 |

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 24 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 25 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 26 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 27 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案の意見聴取について
- 議案第 31 号 令和2年度国・県農業施策に対する要望報告について
- 議案第 32 号 農業委員会等に関する法律第13条の規定による農業委員の辞任願について

4、報告

- 報告第 23 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 24 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 25 号 制限除外の農地移動届について
- 報告第 26 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

| | |
|------------------|-------|
| 事務局長 | 山形 浩之 |
| 次長兼農地調整課長 | 田所 秀一 |
| 農地調整課庶務調整グループ副参事 | 菊地 雄一 |
| 農地調整課庶務調整グループ係長 | 渡邊 静香 |
| 農地調整課庶務調整グループ主任 | 倉持 寿和 |
| 農地調整課庶務調整グループ主事 | 堀江 孝明 |

7、会議の概要

議長

只今より令和元年度第5回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番・吉田委員、11番・石島委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、10番・飯島委員と15番・栗島菊雄委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第24号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1番、譲受人：筑西市下岡崎二丁目、譲渡人：筑西市木戸、申請土地の表示：木戸字磯山、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：1,162㎡、外2筆、合計3筆、合計面積3,456㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積14a、従農者数：1(1)、譲渡人の経営面積：72a。

2番、筑西市下岡崎、筑西市木戸、稲荷字西谷、田、田、1,010㎡、使用貸借、14a、1(1)、75a。

3番、筑西市関本上、東京都港区港南3丁目、関本上字諏訪下、田、田、409㎡、売買、302a、2(2)、14a。

4番、筑西市寺上野、筑西市東石田、東石田字石塚、畑、畑、556㎡、売買、284a、1(1)、171a。

5番、筑西市井出蛭沢、水戸市上国井町、井出蛭沢字東浦、畑、畑、267㎡、外5筆、合計6筆、合計面積7,774㎡、売買、873a、3(3)、295a。

6番、筑西市井出蛭沢、水戸市上国井町、井出蛭沢字羽黒、田、田、1,264㎡、売買、332a、6(4)、295a。

7番、筑西市野殿、水戸市上国井町、小林字小林、田、田、1,605㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,322㎡、売買、18,033a、1(1)、295a。

8番、筑西市野殿、水戸市上国井町、野殿字野殿、田、田、917㎡、売買、18,033a、1(1)、295a。

9番、筑西市山崎、水戸市上国井町、五所宮字南宿、畑、畑、911㎡、売買、4,037a、8(6)、295a。

10 番、筑西市門井、筑西市門井、門井字谷島、畑、畑、84 m²、売買、116a、3(2)、5a。

11 番、筑西市寺上野、筑西市赤浜、中上野字塚ノ上、畑、畑、542 m²、外1筆、合計2筆、合計面積3,236 m²、売買、284a、1(1)、111a。

12 番、筑西市向上野、千葉県習志野市本大久保4丁目、向上野字八竜神、畑、畑、698 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,316 m²、贈与、130a、3(1)、13a。

13 番、筑西市小川、筑西市女方、女方字北原新田、畑、畑、3,119 m²の内3,000 m²、賃貸借、27a、2(2)、154a。

14 番、筑西市小川、東京都八王子市別所1丁目、小川字弘化山、畑、畑、297 m²、売買、27a、2(2)、3a。

15 番、栃木県真岡市古山、栃木県真岡市古山、西山田字宿東、田、田、813 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,986 m²、売買、265a、3(3)、30a。

16 番、筑西市知行、筑西市伊佐山、知行字八幡山、山林、畑、1,608 m²、外2筆、合計3筆、合計面積7,027 m²、贈与、315a、6(4)、70a。

17 番、筑西市落合、筑西市落合、落合字山の神、田、田、400 m²、売買、413a、3(3)、144a。

18 番、筑西市下野殿、筑西市榎生一丁目、下野殿字曲松、畑、畑、498 m²、売買、452a、2(2)、5a。

19 番、筑西市藤ヶ谷、下妻市山尻、藤ヶ谷字中本田、畑、畑、618 m²、売買、77a、10(4)、6a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

1番と2番を報告いたします。1番ですが、譲渡人に確認をいたしましたところ、規模縮小ということです。譲受人、農業生産法人ですが、規模拡大をするということでございます。2番ですが、譲渡人は生産法人代表のお子さんです。農業生産法人に集約するということでございます。盛土の案件がございまして、一時保留になっておりましたが、かなり高さを下げまして畑として使用可能だということで、関城地区の農業委員が判断いたしました。許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

栗島和子
委員

18番、栗島です。

3番について、ご報告いたします。受人、渡人に電話で確認をいたしました。受人の方は、専業農家です。一方で、渡人の方は管理が難しいため、今回の申請になりました。間違いのないことですが、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

赤城美子
委 員

1 番、赤城です。

4 番、11 番、12 番について、ご報告いたします。まず、4 番ですが、近所で社会福祉法人を営んでいる受人に、規模縮小をしている渡人から買って貰えないだろうかと話があり、売買にいたったとのことでした。双方に電話で確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備もみられず、許可相当かと思われませんが、皆様方の更なるご審議のほどをよろしく願いいたします。次に、11 番ですが、受人は4 番と同じです。たまたま現地に行ったところ、受人と一緒になり、傾斜地で耕作しづらいところだけれど買って貰えないかと渡人から言われ、売買にいたったとのことでした。双方に電話で確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議のほどをよろしく願いいたします。次に、12 番ですが、おじと甥の関係です。相続した土地で、県外に住居を構えているので、実家近くに耕作しにくるのも大変なので、実家を継いでくれている甥の受人に贈与するとのことでした。双方に電話で確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備もみられず、許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長

5 番をお願いします。

稲見
くに子
委 員

16 番、稲見です。

5 番、6 番について、ご報告いたします。7 月 30 日に書類審査を行いました。後日、申請人宅双方におうかがいをして、話を聞いてまいりました。5 番、6 番とも振興公社との売買で何ら問題はないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

7 番をお願いします。

高島敏男
委 員

4 番、高島です。

7 番と8 番の案件ですが、受人の方は、大規模農業を行っている方で、なお振興公社との売買のため、何ら問題はないかと考えています。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

9 番をお願いします。

坂入進
委 員

12 番、坂入です。

9 番、15 番について、ご報告いたします。7 月 29 日に書類審査を行いました。9 番につきましては、受人が担い手農家でございまして、渡人は、振興公社になります。15 番につきましては、親戚関係になります。後日、電話で確認をい

たしました。何ら問題はないかと思われます。更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 10 番をお願いいたします。

谷島悦夫 19 番、谷島です。

委 員 10 番について、ご報告いたします。7 月 30 日に書類審査をし、後日、双方に電話で確認をいたしました。特に問題はなく、許可相当かと思われます。更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 13 番をお願いいたします。

宮山繁治 8 番、宮山です。

委 員 13 番、14 番について、ご報告いたします。7 月 29 日に書類確認をいたしました。まず、13 番ですが、賃貸借であります。賃貸人、賃借人双方に、本人確認をいたしました。賃貸人が農作業の手間隙がなくなってしまったという理由でございました。次に、14 番ですが、譲受人は、13 番と同じ方でして、売買でございませう。双方に確認をいたしまして、譲渡人の方は、東京にいる方で 2 名でございませう。本人確認をいたしまして了解を得ております。許可相当と思われまますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 16 番をお願いいたします。

吉原一雄 23 番、吉原です。

委 員 16 番について、ご報告いたします。7 月 30 日に書類確認をいたしまして、後日、受人の自宅にうかがって話を聞いてまいりました。譲渡人は、譲受人の娘さんであり、ちょうど娘さんもきていたので、確認をさせていただきました。贈与というかたちで、父親に戻すという案件でありますので、許可相当という判断をしてまいりました。皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 17 番をお願いいたします。

柴保 2 番、柴です。

委 員 17 番について、ご報告いたします。7 月 29 日に書類審査、後日電話で確認をいたしましたところ、問題はないかと思われます。皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 18 番をお願いいたします。

水越修一 6 番、水越です。

委 員 18 番について、ご報告いたします。本件は、譲渡人、譲受人は兄弟でありま

す。親からの相続により譲渡人が相続した農地でございますが、現在は、譲受人の兄がハウスとして利用している畑でございます。譲渡人が農業をやるということはございませんので、兄に売買ということで土地を譲るということです。双方に電話で確認をしましたが、申請どおり間違いありませんということでした。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 19番をお願いします。

竹内善美 7番、竹内です。

委員 19番について、ご報告いたします。渡人の方は、親から相続した子供さんの2人になっております。受人の方は、隣に地続きであるため、買い受けたそうです。耕作放棄地状態だったため、事務局でも何度も足を運んでいただき、売買にいたることができました。問題ないと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第24号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第25号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 倉持主任より説明いたします。

議案第25号、農地法第4条の規定による許可について、令和元年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、申請人：筑西市関本上、申請土地の表示：藤ヶ谷字大砂久保、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：26㎡、外1筆、合計2筆、合計面積572㎡、転用目的：自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線沿い、筑西市立関城東小学校の西南西側約282mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保でき

ます。申請者は、妻と子の5人でアパート暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたこと、実家に隣接する土地であり両親の面倒を看ることができることから、新たな住宅の建築を計画するものです。

2番、筑西市西方、西方字下宿、畑、畑、1,008㎡、農業用倉庫。

申請地は、県道筑西三和線の南側約95m、筑西市立大田小学校の北北東側約450mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。申請者は、農業経営の規模拡大を検討しており、自宅に隣接する当該地に新たな大型農業用倉庫を建築する計画となっております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

竹内善美
委 員

7番、竹内です。

1番についてご報告いたします。申請人は、現在は別の場所に住んでいますが、父親が今年の正月に植木を切っていた際に落下し、死亡してしまったそうです。実家には母親が1人で住んでいるそうですが、実家の隣に家を建て、母親の面倒をみていきたいということでした。何ら問題ないと思いますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

2番をお願いします。

水越修一
委 員

6番、水越です。

2番についてご報告いたします。本件につきましては、事務局からお話がありましたように、申請人の自宅及び現作業所に隣接する畑であります。申請人は認定農業者として大規模に農業を行っており、規模拡大に伴い、農業用の倉庫が必要になったということの転用申請であります。問題ないと思いますが、皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第25号を採決いたします。

議案第25号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 25 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和元年 8 月 9 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：筑西市木戸、譲渡人：筑西市木戸、申請土地の表示：木戸字磯山、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：405 m²、契約内容：売買、転用目的：自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 97m、国道 294 号線の西側約 581m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、息子夫婦と同居しております。今般、孫が産れたことにより、現住居が手狭となってきたため、申請者夫婦のための新たな住宅を建築する計画となっております。

2 番、筑西市樋口、筑西市川澄、川澄字本田、畑、畑、39 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道高田筑西線の東側約 160m、国道 50 号線の南側約 314m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、既存の住宅を購入しましたが、子供がおり手狭となっていることから、当該地を住宅敷地として転用する計画となっております。

3 番、東京都渋谷区渋谷三丁目、筑西市蓮沼、蓮沼字西原、畑、畑、1,030 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の南東側約 644m、筑西市立協和中学校の南西側約 1.2 km に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

4 番、東京都町田市相原町字大戸、筑西市折本、折本字北板堂、畑、畑、634 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、国道 294 号線の東側約 147m、樋口駅の西北西側 146m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

5 番、東京都大田区矢口三丁目、筑西市藤ヶ谷、井上字上西久保、畑、畑、

498 m²、売買、資材置場。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 31m、常総線黒子駅の北側約 1.41 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。6 戸連担が確保できます。申請者は、貨物自動車運送業を営む法人であり、隣接地に営業所を設けております。今般、物流業の需要が伸び業績が安定してきたことで、パレット等の資材を置く新たな敷地を要することから、資材置場を設けるべく申請に至っております。

6 番、筑西市布川、筑西市西榎生、西榎生字西榎生、畑、畑、499 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、JR 水戸線下館駅の南南東側約 1.72 km、筑西市立下館南中学校の東側約 1.1 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在市内のアパートに居住していますが、独立した生活を計画しており今般、新居を設けるべく申請に至っております。

7 番、筑西市門井、神奈川県相模原市南区磯部、門井字本田、畑、畑、315 m²、賃貸借、資材置場。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 200m、県道つくば真岡線の西側約 300mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できません。申請者は、同一大字内で石材業を営む法人であります。これまで、石材品等をストックする置場を確保できず不便をきしておりましたが、今般、土地所有者から賃借できる運びとなったことから、新たな資材置場を設けるべく、申請に至っております。

8 番、筑西市海老ヶ島、土浦市城北町、海老ヶ島字久保新田、畑、雑種地、321 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 332 m²、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市立大村小学校の南側約 706m、県道筑西つくば線の西南西側約 312mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在借家にて妻と子の 3 人で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となってきたことから、新たな住宅を建築すべく申請に至っております。

9 番、結城市大字結城、筑西市藤ヶ谷、小川字本田、畑、畑、476 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約 95m、筑西市立川島小学校の北北西側約 1.5 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在借家にて妻と子の 3 人で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となっており、子供の入園に合わせて妻の実家に近い当該地に、新たな住宅を建築すべく申請に至っております。

10 番、東京都豊島区巢鴨一丁目、筑西市木戸、木戸字本田、畑、畑、1,689 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 62m、常総線黒子駅の南南東側 666mに位置する、上下水道の埋設された道路の沿道区域で、500m以内に 2ヶ所以上の公共施設のある第 3 種農地です。申請者は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請に至っ

ております。

11 番、栃木県宇都宮市石井町、筑西市桑山、桑山字拾四番耕地、畑、畑、308 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県西運動公園の東南東側約 230m、茨城県立協和特別支援学校の南西側約 1.41 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在県外のアパートで妻と子の 3 人で生活しておりますが、子が産まれたことで手狭となってきたことから、実家に隣接する当該地に住宅を建築すべく申請に至っております。

12 番、筑西市玉戸、筑西市西方、西方字大海道西、畑、畑、310 m²、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市立大田小学校の南東側約 346m、関東鉄道常総線大田郷駅の北東側約 213mに位置する、駅から 300m以内の第 3 種農地です。申請者は、現在妻と子の 4 人で妻の実家で同居しておりますが、子の成長に伴い手狭となってきたことから、住宅を建築すべく申請に至っております。

13 番、筑西市小川、筑西市小川、小川字本田、畑、畑、499 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約 87m、筑西市立川島小学校の北北西側約 1.4 kmに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、現在両親宅で同居しておりますが、子が産まれたことで手狭となってきたことから、実家に近い当該地に住宅を建築すべく申請に至っております。

14 番、筑西市女方、筑西市塚原、玉戸字山ヶ島、畑、畑、497 m²、売買、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の南側約 227m、JR 水戸線玉戸駅の南東側約 1.03 kmに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、現在市内のアパートに居住しておりますが、手狭となったことや申請地が利便性がよく通勤通学に適していることから、当該地を選定し住宅を建築すべく申請に至っております。

15 番、筑西市嘉家佐和、東京都台東区橋場 1 丁目、嘉家佐和字野殿前、畑、畑、366 m²、売買、駐車場。譲渡人がもう 1 名おります。筑西市嘉家佐和、嘉家佐和字野殿前、畑、畑、406 m²、合計 2 筆、合計面積 772 m²、売買、駐車場。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 20m、国道 294 号線の西側約 880mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、自動車及び建設機材の部品を扱う機械部品加工業を営む法人であり、隣接地に営業所を設けております。今般、業績も安定し事業拡大を図っており、従業員の増加で既存の駐車所では手狭となってきたために、新たな駐車場を設けるべく計画するものです。

16 番、筑西市幸町一丁目、山梨県南都留郡忍野村忍草、西方字明神西、畑、畑、478 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の南側約 180m、茨城県立下館工業高等学校東側の市道沿いに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。

候補地の検討がされております。申請者は、現在市内のアパートで生活しておりますが、持家を所有しておらず、生活する上で最適な当該地を選定し、住宅を建築すべく申請に至っております。以上です

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。
1番、5番、10番についてご報告いたします。いずれも書類審査後、現地調査を行いました。1番ですが、譲渡人は3条ででてきた方と一緒に、規模縮小でございます。譲受人は先ほど事務局で説明があったとおり現在の住宅が手狭になったための申請ということでございます。5番ですが、申請地の西側でこの会社が営業しております。隣接する土地で、資材置場に適しているということでございます。譲渡人は、やはり規模縮小でございます。10番は、譲渡人は、やはり規模縮小、譲受人の会社は、何回となく太陽光の申請をしている会社でございます。いずれの案件も、許可相当と思われまます。皆様方のご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

飯泉孝
委員

17番、飯泉です。
2番、12番についてご報告いたします。まず、2番ですが、書類審査、現地調査を行い、電話での聞き取りをいたしました。渡人は、この案件の親族の方でありまして、持主が家を建ててすぐに亡くなってしまったために、借金が残り、その借金を返済するために、この受人である親族の方に39㎡のこの畑と一緒に売りたいとのことでした。受人は竹島地区に分家を探しておりまして、お互い条件が合ったということから、問題はないかと思われまます。続きまして、12番ですが、受人が、現在住んでいるアパートが手狭となりましたため売買にいたったとのことでした。問題ないかと思われまます。皆様方の更なるご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

小島栄
委員

9番、小島です。
3番の案件についてご報告申し上げます。7月30日に農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様と書類審査、並びに現地調査を行いました。譲渡人は申請農地を相続しましたが、1つも農機具を有していないため、耕作ができず扱いに困ってまいりました。隣で代理事業を行う譲受人に太陽光発電設備として売買することになったようです。譲受人に電話で確認をとったところ、2018年1月に契約を取り行ったということでした。申請内容についても小集団の農地の転用であり、許可相当かと思われまます。皆様方の更なるご審議をよろしくお願

たします。

議 長

4 番をお願いします。

坂入進
委 員

12 番、坂入です。

4 番についてご報告いたします。7 月 29 日に、書類審査並びに現地調査を行いました。転用目的は、太陽光発電設備となっており、場所は駅からも 200m 以内であります。後日、双方ともに電話で確認をいたしましたところ、相違ないということでありました。何ら問題はないかと思われませんが、更なる皆様方のご審議のほどをよろしくご願ひいたします。

議 長

6 番をお願いします。

高島敏男
委 員

4 番、高島です。

6 番、15 番についてご報告いたします。まず、6 番の自己住宅の方ですが、田んぼの中で陸田的に使っている土地でした。こちらは、親子関係でして、子が、現在、西方に住んでいるそうですが、手狭となり、新築したいということでした。周りにも家が建っており、問題なしと考えます。次に、15 番の駐車場の案件ですが、渡人が 2 人います。その内の 1 人の方は、東京の方に住まいがありまして、耕作はできないということで売買になりました。もう 1 人の方は、土地が狭いために、現在駐車場がある隣の土地なのですが、その仲立ちで、利便性がありますと言われたので、売買に同意したそうです。以上のことから、6 番、15 番ともに問題なしと考え、許可相当と思われます。更なるご審議のほどをよろしくご願ひいたします。

議 長

7 番をお願いします。

谷島悦男
委 員

19 番、谷島です。

7 番についてご報告いたします。7 月 30 日に書類審査をし、現地確認をしました。申請人双方に電話で確認を行いました。申請人の事務所が手狭のためであるとのことでした。許可相当かと思われますが、皆様の更なるご審議のほどをよろしくご願ひいたします。

議 長

8 番をお願いします。

赤城美子
委 員

1 番、赤城です。

8 番についてご報告いたします。受人は、現在のアパートが手狭になったため自己住宅を建てるため土地を探していたところ、渡人の土地を不動産屋から紹介されたとのことでした。書類審査後、現地確認を行いました。現地は、住宅地と隣接した土地でした。後日、双方に電話で確認をとったところ、間違いはないとのことでした。書類に不備も見られず、転用の許可は相当と思われま

すが、皆様の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

9 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

8 番、宮山です。

9 番、13 番についてご報告いたします。7 月 29 日に書類と現地確認をしました。まず、9 番ですが、売買でありまして、自己住宅ということで、本人確認をしてあります。次に、13 番であります。9 番と近くにある土地で、こちらは使用貸借ということで、親子関係であります。現在、同一世帯で住んでいますが、隣に自己住宅を建てるということで、問題はないかと思えます。双方とも許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

11 番をお願いします。

吉原一雄
委 員

23 番、吉原です。

11 番についてご報告いたします。7 月 30 日に書類審査の後、現地を見てまいりました。渡人と受人は、親子関係でありまして、渡人住宅のちょうど入り口の畑を、使用貸借でお子さんが家を建てるということでした。当日は家族の方の誰にも会うことができず、話を聞くことができなかったのも、別の日に改めてうかがったのですが、家族の方がおられまして、間違いないと確認してまいりました。現在の人口減少の中、宇都宮から来てくれるということで、大歓迎であると話しをしてきました。許可相当と思えますので皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

14 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番、柴です。

14 番についてご報告いたします。7 月 29 日に書類審査並びに現地確認してまいりました。先ほどの事務局の説明のとおり、自己住宅を建てることにいったということ、許可相当と思われそうです。問題はないと思われそうですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

16 番をお願いします。

水越修一
委 員

6 番、水越です。

16 番についてご報告いたします。7 月 29 日に書類審査をいたしました。書類に不備はありません。その後、現地調査をいたしましたところ、当該土地につきましても、以前に 5 条申請ができて許可になった畑の隣接地でございます。その後、渡人、受人の双方に電話で確認をしましたところ、受人の自己住宅ということで取得することに相違ないと回答が得られました。許可相当と思

われますが、更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 26 号を採決いたします。

議案第 26 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 26 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 27 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 倉持主任より説明いたします。

議案第 27 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和元年 8 月 9 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：つくば市二の宮 1 丁目、申請土地の表示：木戸字磯山、台帳地目：畑、現況地目：山林、面積：488 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 994 m²、現況：山林。

県道谷和原筑西線の西側約 544m、県道明野間々田線の南側約 1.55 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

2 番、筑西市井出蛭沢、井出蛭沢字元宿、畑、宅地、440 m²、住宅敷地。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 1.16 km、県道つくば真岡線の西南西側約 1.5 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

栗島和子 18 番、栗島です。

委員 1 番についてご報告いたします。先月の 29 日に、現地調査を行いました。申請地は、大分、太い木が生い茂り、山林状態でした。また、20 年以上経過しておりますので、非農地証明を発行してもよいと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 2 番をお願いします。

稲見 16 番、稲見です。
くに子 2 番についてご報告いたします。7 月 30 日に書類審査及び現地確認をいたしました。現地は、平成 10 年頃より宅地として使われており、20 年以上経過しております。申請の内容が確認できるものでした。非農地証明は相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 27 号を採決いたします。
議案第 27 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 27 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、6 番議席・水越委員、7 番議席・竹内委員、15 番議席・栗島菊雄委員、24 番議席・齊藤一弥委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 2 時 25 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局 菊地副参事より説明いたします。
議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決

定について、令和元年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。差し換えの総括表をご覧ください。

農用地利用集積計画・総括表になります。契約開始日が令和元年10月1日となります。現況地目は田、畑でございます。設定区分ごとに合計を朗読させていただきます。はじめに、新規につきまして。3年未満、契約件数1件、筆数1筆、面積3,544㎡。3年以上6年未満、契約件数8件、筆数20筆、面積31,041㎡。6年以上10年未満、契約件数2件、筆数11筆、面積14,439㎡。10年以上契約件数28件、筆数59筆、面積71,902㎡。新規の合計、契約件数39件、筆数91筆、面積120,926㎡。次に更新になります。3年未満、契約件数1件、筆数2筆、面積2,057㎡。3年以上6年未満、契約件数44件、筆数97筆、面積152,255㎡。6年以上10年未満、契約件数6件、筆数10筆、面積23,884㎡。10年以上、契約件数41件、筆数106筆、面積146,198㎡。更新の合計、契約件数92件、筆数215筆、面積324,394㎡。総合計は、契約件数131件、筆数306筆、面積445,320㎡となっております。移転については0件でございます。詳細につきましては、議案書の14ページから21ページまでが新規分、22ページから35ページまでが再設定分の詳細になります。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第28号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、6番議席・水越委員、7番議席・竹内委員、15番議席・栗島菊雄委員、24番議席・齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後2時31分 解除

議長 次に、議案第29号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 29 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和元年 8 月 9 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和元年 10 月 1 日となります。現況地目は田、畑でございます。更新分はありませんので、新規の 10 年以上のみになります。契約件数 19 件、筆数 48 筆、面積 77,050 m²となっております。詳細につきましては、38 ページから 40 ページまでとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 29 号を採決いたします。

議案第 29 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 29 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

なお、15 番議席・栗島菊雄委員、18 番議席・栗島和子委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 2 時 34 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事・農政課野口補佐より説明いたします。

議案第 30 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に

よる農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和元年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容につきましては、農政課より説明があります。

農政課の野口と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第30号について説明させていただきます。43ページにあります農用地利用配分計画(案)総括表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画(案)を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会でご審議をお願いするのものです。今回、茨城県農地中間管理機構を介した貸付に関しましては10月1日が契約開始日でございます。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。6年以上10年未満の契約につきましては、件数7件、筆数16筆、面積23,331㎡でございます。10年以上の契約につきましては、件数19件、筆数48筆、面積77,050㎡でございます。よって合計は、契約件数26件、筆数64筆、面積100,381㎡でございます。次ページの43ページから48ページは明細でございます。詳細の読上げは省略させていただきます。農用地利用配分計画(案)についての説明は以上となります。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願ひします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第30号を採決いたします。

議案第30号は、原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第30号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

ここで、15番議席・栗島菊雄委員、18番議席・栗島和子委員の除斥を解きます。

午後2時37分 解除

次に、議案第31号「令和2年度国・県農業施策に対する要望報告書について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願ひます。

菊地副参事より説明いたします。

議案第31号、令和2年度国・県農業施策に対する要望報告書について、令和元年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。別紙で配布してあります、令和2年度国・県農業施策に対する要望報告書についてをご覧くださいと思います。

令和2年度 国・県・市町村農業施策に対する要望につきまして、たくさんのご意見・ご要望をいただきましてありがとうございます。お手元にお配りした報告書については、県に報告書を提出する際に、ご提出いただいたご意見・ご要望を事務局で集約しまして、整理したうえで県に提出することになっております。そのようなことから同じ内容や似通った内容のご要望については、整理して一つにまとめさせていただいております。そのため、できる限り趣旨が変わらないように心掛けましたが、提出いただいた文章からは変わっている場合もございますので、ご了承いただければと思います。この要望報告書については、本日議決が得られましたら、県農業会議に提出いたします。県農業会議は県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織、農業関係団体からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、国・県へ提出されることになっております。それでは、資料を朗読説明いたします。それでは、項目、意見・要望事項、理由の順で読み上げさせていただきます。始めに、県への要望事項、農地の保全と有効利用対策について。1番、現在、中間管理機構及び農業経営基盤強化促進法による集積が推進されているが、地域の担い手間の話し合いが持たれていないため、行政の仲介により話し合いの機会を設けること。理由につきましては、農地集積率は向上しているが、担い手が個々に対応しているために農地が分散しており、集約化が進んでいないため。2番、基盤整備が行われていない圃場は大型機械が入れないため農地の集積や流動化が遅れている。小面積、形が悪いなどの理由から耕作困難なため、遊休農地が多い畑地等の圃場整備を実施すること。理由につきましては、担い手に引き受けてもらえない農地は、耕作放棄地となることが懸念されるため。3番、以前は優良農地でスイカなどの野菜作りが盛んに行われていたが、後継者もなく現在は麦づくりが主流となっている。麦は農地を守り、冬の砂埃対策にも役立っている。畑に麦の作付けを推進し、遊休農地、耕作放棄地の解消を進めること。理由につきましては、耕作放棄地解消のため。次に、担い手・経営対策について。1番、生産コスト及び労働量の削減を図り、農業経営の魅力アップを図ること。地域ごとの産地指定と、規模拡大により所得向上を図ること。効率的に農機具等が導入できるよう、リース事業の拡大を図ること。理由につきましては、安全、安心な農産物生産への取り組みを進め、消費者の信頼を築くことにより、農業所得の向上を図るため。次のページをお願いいたします。2番になります。認定農業者育成を目的とした無利子の制度資金があるが、借入限度額が個人農業者で500万円、法人で1,000万円では金額が低く時代に即していないため、融資額を上げること。理由につきましては、茨城の担い手が「儲かる農業」を実現させるため。続きまして、基本農政の確立対策について。1番、

農薬の適正使用の徹底、GAP及びトレーサビリティを推進し、消費者に安全・安心な茨城県産農産物をPRすること。理由につきましては、茨城県農畜産物の高付加価値化により消費者の購買意欲を高めるため。2番、食料自給率の重要性を広く認識させるため、情報提供の拡大に努めること。農業の地域環境への貢献度の高さをアピールすること。理由につきましては、食料問題と環境問題が、生活の中で大変重要な問題であるため。続きまして、国への要望事項になります。農地の保全と有効利用対策について。1番、基盤整備事業を進める際、地主経費等の地元負担金が生じると、地権者の同意を得ることが困難となり、土地改良が進まない地区が多く見られる。行政主導型で基盤整備事業ができるよう法制化し、土地改良を積極的に推進すること。理由につきましては、農地集積や規模拡大を図ることにより、農地を守るため。2番、耕作条件の悪い農地の荒廃農地化を防ぐため、農地利用の許可要件を緩和すること、及び申請手続きを簡素化すること。理由につきましては、農地の利活用の促進を図るため。3番、生産効率を高めるには農地の集約化が一番であるが、集積、集約化は遅々として進まない。中間管理事業制度について理解できるよう、噛み砕いた分かりやすい説明による周知を行うこと。理由、制度の周知を徹底し、農地中間管理事業への関心を高めるため。次のページをお願いいたします。次に、担い手・経営対策について。1番、認定農業者制度の見直しと担い手減少対策を進めること。理由につきましては、定年帰農希望者等を支援し、新たな担い手の確保を図るため。2番、農業競争力強化のために、農地の集積、集約化による大規模化が推進されているが、大規模化は限界にきており、人員や設備的に無理が生じる結果となっている。拡大された農地が有効に利用されるよう、適切な経営指導を行うこと。理由につきましては、第一種農地等の有効利用等、農業の原点に立ち返って考え、経営の安定を図るため。3番、現在、農地の集約化、大型化が推進されているが、大規模化もすでに限界にきている。生産基盤を大規模化するだけでは農村は発展しない。世界の主流は小規模家族経営であり、日本も現状では97%が家族経営である。農地保全の大半は中小規模農家が担っていることから、大規模化から取り残された小規模農地、中小農家の支援対策を講じること。理由につきましては、中小農家を支援することにより、若い農業後継者を育て、農地の利用を維持し、持続的な農業の確立を図るため。4番、少量多品目栽培型の生産者であっても営農が継続できるよう、特色のある直売所、加工所など、地元に着した流通販売施設等への支援の強化を図ること。理由、小規模耕作者支援のため。続いて、基本農政の確立対策について。1番、現在、添加物等のチェックが不十分な輸入食品が食卓に出されていることが問題となっている。遺伝子組み換えや、添加物、成長ホルモン、防腐剤、除草剤に使用されているグリホサートなどを含んだ輸入食品があふれている。このようなことから食料自給率38%と国内市場の縮小は深刻な問題であり、日本をこれ以上食料の輸入国にしないためにも早急に自給率の向上対策を進めること。理由につきましては、国内の食の安全を守るため。報告書の内容につきましては、以上でございます。ご審議の程お願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告を、お願い致します。

吉原一雄
委員長

先月7月10日、午後1時15分より農政企画審議会を開催いたしました。議案第31号令和2年度国・県農業施策に対する要望報告書について協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。また、今、読み上げていただいた内容については、農業委員さんの原案を校正したものであります。今回の意見書につきましては、非常に内容の濃い意見要望書であったと、意見を述べさせていただきます。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第31号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

議案第31号は、原案どおり、「令和2年度国・県農業施策に対する要望報告書について」異議ないものとして提出することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第31号は原案どおり、「令和2年度国・県農業施策に対する要望報告書について」異議ないものとして提出することに、決しました。

次に、議案第32号「農業委員会等に関する法律第13条の規定による農業委員の辞任願について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第32号は別紙となっております。別紙をご覧いただきたいと思っております。

議案第32号、農業委員会等に関する法律第13条の規定による農業委員の辞任願について、令和元年8月9日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。裏のページをご覧ください。

この度、石島良幸委員より7月26日付で辞任願が提出されました。よって辞任について農業委員会の同意を求めるものでございます。辞任の理由は、病氣治療に専念したいということでございます。農業委員会等に関する法律第13条第1項により「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」となっております。なお、8月6日付で市長の同意を得ておりますことを申し添えます。以上、ご審議の程お願い

いたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 32 号を採決いたします。

議案第 32 号、辞任願に同意する委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 32 号、辞任願に同意することに、決しました。
次に、日程第 4、報告第 23 号から第 26 号を、事務局より説明願います。

事務局

田所次長より、説明いたします。

報告第 23 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和元年 8 月 9 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内農地転用届出です。農地転用目的は、進入路 1 件です。

次に、報告第 24 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和元年 8 月 9 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。資材置場兼駐車場 1 件、自己住宅 4 件、進入路 3 件、住宅敷地 1 件、境内地 1 件、貸駐車場 1 件、合計 11 件です。

続きまして、報告第 25 号、制限除外の農地移動届出について、令和元年 8 月 9 日提出・筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届出です。農業施設 1 件、農業用資材置場 1 件、合計 2 件です。

次に、報告第 26 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和元年 8 月 9 日提出、筑西市農業委員会・会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は 12 件です。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第5回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年8月9日

議 長

署名委員

署名委員